平成２４年度　第１１回　大学運営連絡会議事要旨

日　時　　平成２５年３月５日（火）　　１０時３０分～１１時１１分

場　所　　大会議室

出席者　　学長，瀬口理事，中島理事，岩本理事，宮﨑理事，川上監事，福本文化教育学部長，平地経済学部長，濵﨑医学部長，林田工学系研究科長，藤田農学部長，田中附属図書館副館長（館長代理），遠藤教養教育運営機構長，事務局長

欠席者　　門出海洋エネルギー研究センター長

陪席者　　大島学長補佐

○ 学長から，前回の大学運営連絡会議事要旨の確認依頼があった。

【 報告・連絡事項 】

（１）美術館設置事業の募金状況等について

総務課長から，３月４日現在の美術館設置事業の募金状況について，教職員，個人・学外，法人・団体など寄附者の内訳，金額及び募金率等の報告と，今後とも各部局等において協力いただきたい旨の依頼があった。

また，美術館イメージムービーを作成中で，近々本学ＨＰにＵＰする予定である旨，また芳名帳についても掲載予定である旨の報告があった。

（２）平成２４年度監事監査結果報告書及び内部監査に対する改善等措置について

総務課長から，本件について，国立大学法人佐賀大学監事監査規則第１０条第１項の規定に基づき，平成２４年度監事監査結果報告書が学長に提出され，学長から必要な措置を講ずるよう指示があったことから，同規則第１０条第３項の規定により改善等報告書の提出を依頼するものであること，並びに，国立大学法人佐賀大学内部監査規程第１６条の規定に基づき，平成２４年度内部監査に対する改善等意見書が監査室長から学長に提出され，学長から必要な措置を講ずるよう指示があったことから，同規程第１７条の規定により改善等報告書の提出を依頼するものであることの説明があった。

また，担当理事室及び部局長等にはメールで通知済みであり，今後は「監査業務及び指摘事項に関する法人の検討サイクル」（役員会指針３ 別紙）に基づき，実施いただきたい旨の依頼があった。

（３）平成２４年度第17回及び第18回拡大役員懇談会における議論の概要について

学長から，本件について，２月６日及び２月２０日に開催された拡大役員懇談会の議論の内容について，その概要の報告があった。

（４）任期法教員，有期雇用職員等の現状及び改正労働契約法への対応について

岩本理事から，本件について，平成２４年８月１０日に「労働契約法の一部を改正する法律」が公布されたことに伴い，有期労働契約について①無期労働契約への転換，②「雇い止め法理」の法定化，③不合理な労働条件の禁止が規定されたこと，具体には，有期労働契約が反復更新されて通算５年を超えたときは労働者の申込みにより期間の定めのない労働契約（無期労働契約）に転換できることとなったことにより，本学における任期法教員，有期雇用職員等が無期雇用に転換した場合，雇用のポスト・財源など，本学が対応できない場合が想定されるため，教育，研究，診療上への影響や労働契約法改正の趣旨などに配慮しつつも，戦略的・機動的な人員配置や人事の活性化を図る必要性から対応策を講じる必要がある旨の説明があった。

人事課長から，検討の背景を踏まえ，今後の検討のポイントとして，平成２５年３月現在に雇用されている有期雇用契約職員等については，雇用期間の制限は設けないこと，したがって，無期労働契約への転換ルールは，平成２５年４月１日以降に新たに雇用契約を締結する者に適用されること，雇用の制限の設定に当たっては，「５年以内（事務補佐員等は３年以内）」の標準モデルを設定し，５年を超える雇用が必要な事例を個別に定めること，なお，無期転換後の任用上の定数・財政的な措置は，当該部局の責任で行えることが基本であること，任期法教員については，基本的には任期制を導入している部局で検討することになるが，教員評価の観点からは任期制の廃止について慎重な検討が必要なこと及びこれまでの検討経緯の説明があった。

構成員から，非常勤講師について，クーリング期間を置くことを検討中のようだがこれをむやみに取り入れてよいのか，佐賀大学の実情からすると，非常勤講師を確保すること自体苦慮していること，また，無期に転換した場合に非常勤講師の定年を検討する必要があること等の発言があった。

岩本理事から，有期契約から無期契約への転換は承継職員にすることの意味ではないこと，また，任期制と労働契約法の関係は，労働契約法の趣

旨を踏まえて任期制を行うという意味であり，任期制自体がなくなるわけではない旨の補足説明と人事制度委員会においても検討しているところであり，今後，さまざまな事例に応じて対応が必要と思われるので，不明な点については，人事課へ問い合わせいただきたい旨の発言があった。

（５）科研費に係る調整金システムについて

研究協力課長から，本件について，科学研究費助成事業（科研費）の新しい制度が平成２５年度予算案に計上されており，本予算が通れば，①国庫債務負担行為の導入，②調整金システムの導入，③基金化の導入（２３，２４年度予算で実施済み）が行われる予定である旨，また，これにより前倒し使用や次年度使用が以前より行いやすくなっていること等の報告があった。

（６）その他

特になし。

【 各学部等からの報告・連絡事項　】

特になし。

【 その他 】

○　企画評価課長から，大学改革実行プランの最近の動向について，先行３分野のうち，医学分野と工学分野については，佐賀大学の修正案をエビデンス付きで提出済みであること，教員養成分野については，本省からの素案が未提示であることから確認したところ，３月２週目ないし３週目を目処に準備中との回答があり，その後の修正等はメール等でのやりとりが想定されること，また，本省は可能な限りヒヤリングを行いたいとの意向であること等の報告があった。

○　財務課長から，施設整備費補助金の補助事業として平成２４年７月に申請していたものが，「学士力と教育力を高める全学共有自学自習システム」という名称で１億５００万円の予算がついた旨，本省から２月２８日に伝達があったこと等の報告があった。

以　上